

## 教育学研究科成績評価基準

平成19年3月14日

教育学研究科委員会承認

1. 成績評価は、授業の教育目標に対する学習者の到達度を見るものであり、その目標と評価の方法はシラバスに明記する。

2. 成績評価は、教育学研究科の特性を踏まえて、授業の形態と内容に対応した適切で多面的な方法により行い、授業及び授業時間外の自己学習を通して得られた学習効果が適切に反映されるように努める。

3. 成績評価は、シラバスに明示した成績評価基準にしたがって厳格に行い、優、良、可及び不可の評語をもって表す。

優（100点～80点）、良（79点～70点）、可（69点～60点）を合格、不可（59点以下）を不合格とする。ただし、必要と認める場合は、優、良、可の評語に代えて、修了又は認定とすることがある。

なお、履修登録をしたにもかかわらず、試験を受けていない等で成績評価の必須の資料を欠く場合については不可とする。

4. 成績評価に関しては、予め学生によく周知させておくとともに、学生からの質問や疑問には適切に応じる。

◆単位の認定及び成績の評価

- (1) 単位の認定は、授業時間の3分の2以上出席した者について、試験・レポート及び平素の成績等により、授業担当教員が行います。
- (2) 成績の評価は、優（100～80点）、良（79～70点）、可（69～60点）、修了及び認定を合格（単位修得）とし、不可（59点以下）を不合格（単位未修得）とします。

## V 岡山大学大学院教育学研究科における修士の研究指導 及び学位審査に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、岡山大学大学院教育学研究科（以下「研究科」という。）の修士の学位の授与に関し、岡山大学学位規則（平成16年岡大規程第1号）及び岡山大学大学院教育学研究科規程（平成16年岡大院教規程第1号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(指導教員)

第2条 授業科目の履修の指導及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を行うため、各学生ごとに指導教員を定める。

2 指導教員は、教授及び研究科委員会において研究指導担当者として認められた助教授（以下「研究指導担当助教授」という。）とする。

(研究指導分担者)

第3条 指導教員は、研究指導を行う上で必要があると認めるときは、研究指導担当助教授以外の助教授又は講師を研究指導分担者とすることができる。

(学位論文の提出)

第4条 学位論文の審査を受けようとする者は、学位申請書に学位論文を添え、指導教員を経て、研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第5条 学位論文の審査を行うため、学生ごとに審査委員会を置く。

2 審査委員会は、主査及び複数の副査の審査委員をもって組織する。

3 主査は、原則として、指導教員をもって充てるものとする。

4 主査が研究指導担当助教授の場合にあっては、副査に1名以上の教授を含めるものとする。

5 教科教育専攻の研究領域に係る学位論文の審査にあっては、原則として審査委員に教科教育担当の教員を含めるものとする。

(最終試験)

第6条 学位論文の発表会（口頭発表）等による最終試験の実施細目は、各専攻ごとに定めるものとする。

2 発表会等は、原則として公開するものとし、日時、場所は、各専攻で公表する。

(審査結果及び最終試験の報告)

第7条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験の結果に基づいて、学位論文審査・最終試験報告書を作成し、研究科長に報告するものとする。

2 最終試験の成績の評価は、合否をもって示す。

(雑則)

第8条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、研究科委員会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。